

糸満市市民の暮らしと地域経済を支える商品券事業

「いとまん商品券」店舗募集要領

(店舗向け)

1. 事業目的

物価高騰に直面する市民生活及び市内店舗の経営を支援することを目的とする。

2. 実施概要

(1)発行元:糸満市

(2)事業内容:いとまん商品券(市民1人あたり7,000円分の商品券を配布します。)

<1冊(7,000円)の内訳>

①限定商品券(青) 4,000円分(500円×8枚)

②共通商品券(赤) 3,000円分(500円×6枚)

(3)配布冊数: 62,200冊(市民1人あたり1冊)

(4)配布期間: 令和8年6月下旬~令和8年7月下旬

対象者:糸満市民(令和8年4月15日時点)

(5)受託事業者: 一般社団法人 糸満市観光協会

(6)利用期間: **令和8年7月18日(土)~令和8年10月31日(土)**

(7)商品券発行額: 435,400,000円

(8)対象事業者:

登録番号	登録条件	取扱商品券
1	市内に本社がある 中小・個人店舗 (大型スーパー、コンビニ、フランチャイズ店は除く「登録番号2」)	限定商品券(青) 共通商品券(赤)
2	市外に本社がある店舗	共通商品券(赤)

3. 商品券の対象とならないもの

(1)現金への換金

(2)換金性があり、広域的に流通するものの購入

(3)たばこの購入

(4)出資及び債務の弁済

(5)国及び地方公共団体への支払

(6)振込手数料の支払

(7)公共料金の支払

(8)その他市長が不適当と認めるもの

4.取扱いにおける厳守事項

- (1) 特定取引を行う店舗内の見やすい場所に、市から送付された取扱店舗を証する文書類を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。
- (3) 特定取引において受け取った商品券の裏面に取扱店舗印を押印又は店舗名を記入することにより、無効にすること。
- (4) 既に他の取扱事業者の記入又は押印がある商品券の受取を拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (7) 市が本事業に関する調査を行うときは、協力すること。
- (8) その他糸満市市民の暮らしと地域経済を支える商品券事業の実施要綱規定に反すると認める行為をしないこと。

5.取扱店舗の登録資格

糸満市内に店舗を有する事業者で、次の(1)から(5)に該当する事業者を除き、糸満市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1)糸満市暴力団排除条例(平成23年糸満市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者
- (3)宗教又は政治団体と関わる者
- (4)公序良俗に反する営業を行う者
- (5)その他市長が不相当と認める営業を行う者

6.取扱店舗の責務等

- (1)取扱店舗であることが明確になるよう、ポスター、ステッカー及びのぼりを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2)利用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視によるチェック(商品券見本を参照)を行ってください。色合いがあきらかに違う偽造が疑われる商品券について、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、いとまん商品券事務局まで報告してください。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否して下さい。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3)商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店印を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。
- (4)事務局が取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し、協力すること。

7.申請手続きについて

(1)申請方法

本募集要領の様式に必要な事項を記入し、いとまん商品券事務局へ郵送、メール、または直接持参のいずれかでご提出ください。

(2)申請書の提出及び問合せ先

提出先 〒901-0306 糸満市西崎町四丁目 20 番地 4

いとまん商品券事務局（糸満市観光協会内）

営業時間:9:00～18:00

お問合せ先 ①070-5511-3001（9:00～18:00）

②070-5097-3002（9:00～18:00）

※いずれかの番号へ
お問合せ下さい

メールアドレス shouhin.itoman@gmail.com

(3)申込期間 **令和8年3月24日(火)～令和8年10月16日(金)**

※令和8年3月24日(火)～令和8年5月31日(日)の期間にお申込み完了いただくと

「いとまん商品券取扱店舗一覧パンフレット掲載」に掲載されます。

※令和8年6月1日(月)以降の申し込みにつきましては、「糸満市役所 HP」及び「糸満市観光協会 HP」のみでの掲載となります。

(4)提出書類

提出書類	糸満市商工会 会員 糸満市観光協会 会員	会員以外
(1)会員証明証の写し ※令和7年度会費納入済み事業所へ発行 糸満市商工会会員: <u>商工会にて発行します</u> 糸満市観光協会会員: <u>観光協会にて発行します</u>	○	×
(2)公的な許可証の写し※営業が確認できる書類 「R7 確定申告の写し」または「飲食店営業許可証」等	×	○
(3)店舗情報兼誓約書(登録申請書 1-1)※P6	○	○
(4)精算書類(登録申請書 1-2)※P7 (振込先、口座番号、精算方法等)	○	○
(5)通帳の写し (①通帳の表面 ②通帳開いての1・2ページ目 各1枚)	○	○

8.換金について

- (1)精算は月3～4回です。(月によって異なります)
- (2)毎週金曜日締め、翌週金曜日支払い ※商品券の最終提出期限にご注意下さい(14回目)
- (3)換金にかかる費用負担(振込手数料)はありません。
- (4)現金支払いは致しません。
- (5)商品券の枚数を「第2号様式-①」(8ページ)または「第2号様式-②」(9ページ)に記入し、期限内に商品券と併せてご提出いただくと、入金日にお振込み致します。(第2号様式は登録番号によって異なりますので、対象の様式をご確認の上ご使用ください。

回数	「請求書」及び「商品券」提出期限	入金日
1回目	令和8年8月3日（月）～8月7日（金）	令和8年8月14日（金）
2回目	令和8年8月10日（月）～8月14日（金）	令和8年8月21日（金）
3回目	令和8年8月17日（月）～8月21日（金）	令和8年8月28日（金）
4回目	令和8年8月24日（月）～8月28日（金）	令和8年9月4日（金）
5回目	令和8年8月31日（月）～9月4日（金）	令和8年9月11日（金）
6回目	令和8年9月7日（月）～9月11日（金）	令和8年9月18日（金）
7回目	令和8年9月14日（月）～9月18日（金）	令和8年9月25日（金）
8回目	令和8年9月21日（月）～9月25日（金）	令和8年10月2日（金）
9回目	令和8年9月28日（月）～10月2日（金）	令和8年10月9日（金）
10回目	令和8年10月5日（月）～10月9日（金）	令和8年10月16日（金）
11回目	令和8年10月12日（月）～10月16日（金）	令和8年10月23日（金）
12回目	令和8年10月19日（月）～10月23日（金）	令和8年10月30日（金）
13回目	令和8年10月26日（月）～10月30日（金）	令和8年11月6日（金）
14回目	令和8年11月2日（月）～11月6日（金）	令和8年11月13日（金）

取扱店舗登録後「いとまん商品券取扱説明書」を郵送しますので、詳細につきましては資料内容をご確認ください。ご不明な点があれば3ページに記載の番号までお問合せください。
登録店舗につきましては「①のぼり ②ステッカー ③ポスター」を配布致します。(受取期間は「いとまん商品券取扱説明書」をご確認ください)

9.取扱店舗の登録取り消し等

本募集要領に違反する行為や、登録内容に虚偽が認められた場合は、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。

10.その他留意事項

- (1)本募集要領に記載のない事項については、3ページに記載の番号へお問い合わせください。
- (2)取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「取扱店舗一覧」として「糸満市役所 HP」及び「糸満市観光協会 HP」等で広報する予定です。

『いとまん商品券』

参加店登録申請書兼誓約書及び承諾書

※糸満市内で複数の店舗を申請される事業者は「項目 5②～④」に追加記載してください

1	申請者	法人 ・ 個人	事業所名 (法人名)			
2	代表者名	フリガナ				
3	所在地(本店)	フリガナ 〒				
4	TEL(本社)		事業担当者 (連絡が取れる方)	氏名 TEL	登録番号 1 ページ目の(8) 参照	
5	① 店舗名		TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
			TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
			TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
			TEL (店舗)		担当者名 (店舗)	
6	業種番号 (右の一覧より)					

取扱店舗一覧記載

業種一覧・例	
1 大型スーパー	11 生鮮食材
2 コンビニエンスストア	12 教養・教育
3 ガソリンスタンド	13 宿泊(ホテル・民宿等)
4 家電製品	14 雑貨
5 ドラッグストア	15 理容・美容
6 生活資材	16 旅客運送業 (バス・タクシー等)
7 パーラー・弁当・惣菜	17 娯楽・レジャー
8 自動車関連部品	18 菓子製造
9 飲食店	19 その他
10 お土産品店	

■誓約書及び承諾書

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 商品券の再販・再流通を致しません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 商品券の利用期間中(令和8年7月18日～令和8年10月31日)は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- 商品券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- 商品券の取扱い、参加店舗の責務のほか募集要領に記載している内容に同意し、遵守します。
- 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- 店舗名・電話番号・業種の公表(糸満市役所・糸満市観光協会 HP・「取扱店舗一覧」のチラシ等に掲載)について同意します。
- 登録する店舗が『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号の規定による営業並びに同条第5項の性風俗関連特殊営業を行う者』『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』『公序良俗に反する店舗』『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に排難されるべき関係を有している者』ではありません。
- 『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に排難されるべき関係を有している者』に該当するかが関係機関に照会することに承諾します。

私は、『いとまん商品券参加店舗募集要領』並びに上記 1～12のことに従うことを誓約し、13のことに承諾し、参加店舗の登録を申請します。

令和 8 年 月 日

申請者名(代表者氏名)

Ⓔ

登録申請書1-2(第11条関係)

口座情報

振込先金融機関	銀行・信金・信組・農協 その他()						
支店名	支店						
カタカナ 受取人名	通帳1・2ページ記載のカタカナ名を正確に記入してください 【カタカナ】						
	【漢字】通帳表紙名義						
口座種別	普通預金			・	当座預金		
口座番号							

【添付書類】

- ① 通帳表面写し
- ② 通帳1・2ページ（口座種別・口座名義(カナ)・店番、口座番号・金融機関名・支店名)の
確認できる箇所

(第11条関係)

第2号様式-①(登録番号1の事業所用)

請求日：令和 8 年 月 日

「いとまん商品券」請求書兼商品券回収管理票

【請求先】

糸満市長 當銘 真栄 殿

【事務局 受付押印欄】

登録店舗No.	01-	←取扱事業所登録証のNo.を記載
登録店舗名		
請求金額		※請求書、使用済み商品券を 一緒にご提出ください(郵送不可)

概要	単価	枚数	金額
商品券(青)	500	枚	円
商品券(赤)	500	枚	円
合計		枚	円

【提出時記入欄】

上記内容にて、商品券枚数の照合を事務局担当者で行いました。

令和 8 年 月 日

提出者(印鑑可)：

商品券事務局 担当者：

お振込みは、申込頂いたお振込み口座への入金となります。変更が生じた場合は、事務局まで速やかにご連絡をお願いします。

【いとまん商品券事務局】①070-5511-3001 ②070-5097-3002 ※いずれかの番号

(第11条関係)

第2号様式-②(登録番号2の事業所用)

請求日：令和 8 年 月 日

「いとまん商品券」請求書兼商品券回収管理票

【請求先】

糸満市長 當銘 真栄 殿

【事務局 受付押印欄】

登録店舗No.	02-	←取扱事業所登録証のNo.を記載
登録店舗名		
請求金額		※請求書、使用済み商品券を 一緒にご提出ください(郵送不可)

概要	単価	枚数	金額
商品券(赤)	500	枚	円
合計		枚	円

【提出時記入欄】

上記内容にて、商品券枚数の照合を事務局担当者で行いました。

令和 8 年 月 日

提出者(印鑑可)：

商品券事務局 担当者：

お振込みは、申込頂いたお振込み口座への入金となります。変更が生じた場合は、事務局まで速やかにご連絡をお願いします。

【いとまん商品券事務局】①070-5511-3001 ②070-5097-3002 ※いずれかの番号